

処分基準

令和7年4月1日作成

法 令 名：茨城県特定金属類取扱業に関する条例
根 拠 条 項：第22条
処 分 の 概 要：特定金属類取扱業の許可の取消し、停止命令
原 権 者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙「茨城県特定金属類取扱業に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：